

掛 田 自 治 協 議 会 会 則

第1条（名称及び事務所）

本会は、掛田自治協議会（以下「本会」という。）と称する。

2 事務所を霊山中央交流館（伊達市霊山町掛田字西裏17番地）に置く。

第2条（目的）

本会は、地域に暮らす住民がお互いに知恵を出し合い、協力し合って住民自らが地域の将来像を考え、その実現に向けて行動することによって、活気と魅力あふれる元気な地域を形成していくことを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1）地域の特性を生かし、地域の課題を解決するために行う事業
- （2）世代間の交流・地域の活性化及び青少年健全育成に寄与する事業
- （3）地域住民の福祉・子育て支援・健幸都市づくりを推進する事業
- （4）防犯、防災、交通安全及び環境美化等安心な街・美しい街づくり事業
- （5）文化・教養の向上をめざす社会教育・生涯学習事業
- （6）霊山中央交流館の運営に関する事業
- （7）その他地域の発展に寄与する事業

第4条（構成）

本会は、掛田地域に居住する者及び掛田地域で事業を実施する個人、若しくは法人、又は掛田地域で活動する各種団体をもって構成する。

第5条（役員）

本会に、次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）幹 事 10名以内
- （4）事務局長 1名
- （5）会 計 1名
- （6）監 事 2名

2 役員は、役員会において構成員の中から選出し、総会の承認を得る。

3 幹事は、各部会が推薦する者をもって充てることができる。

第6条（役員の職務）

役員の職務は次のとおりとする。

- （1）会長は本会を代表し、会務を総括する。
- （2）副会長は、会長を補佐し、会務を整理し、会長不在の場合は代理する。
- （3）幹事は、本会の運営と、各部会の事業を推進する。
- （4）事務局長は、本会の事務を総括する。
- （5）会計は、本会の活動に伴う経理事務を処理する。
- （6）監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

第7条（役員等の任期）

役員等の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条（役員等の費用弁償）

役員及び部会員に対して、旅費等必要経費を支払うことができる。

第9条（代議員）

代議員は、各行政区の推進員と、次期推進員（又は班長1名）、各種団体から推薦された者、並びに役員会から推薦された者とする。

- 2 代議員の定数は、60名以内とする。
- 3 代議員の任期は第7条に準じる。

第10条（顧問）

本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会において選出し、会長が委嘱する。

第11条（会議）

本会の会議は、総会、役員会及び専門部会とする。

第12条（総会）

総会は、代議員による総会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 3 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。
- 4 総会の議長は、総会において出席代議員のうちから選出する。
- 5 総会は、委任状を含めた代議員の2分1以上の出席により成立するものとする。
- 6 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 会則の制定及び改正に関すること。
 - (2) 役員等の承認に関すること。
 - (3) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
 - (4) その他、重要事項に関すること。

第13条（総会の議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数（表決委任者数を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人

- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

第14条（役員会）

役員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議決定する。

- 2 役員会は、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
- 3 役員会は、役員会を構成する役員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

第15条（専門部会）

専門部会は、総会で決定された方針に基づき事業を実施するものとし、次の専門部会を設置する。

- (1) 総務企画部会 (2) 地域づくり部会 (3) 健康福祉部会
(4) 環境防災部会 (5) 社会教育部会

- 2 専門部会は、本会の構成員をもって構成する。
- 3 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、会務を整理し、部会長不在の場合は代理する。
- 7 専門部会は、必要に応じて、部会長が招集する。

第16条（事務局）

本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

- 2 事務局員は、本会の事務及び会計事務を処理する。

第17条（会計）

本会の運営等に係る経費は、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収支することができるものとする。

第18条（監査）

会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び基金台帳を作成して監事に提出し、監査を受けなければならない。

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

第19条（書類及び帳簿の備え付け）

本会の事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入および支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

第20条（個人情報保護の扱い）

本会が事業を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

第21条（その他）

この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

付則

第1 本会の設置は、平成28年 3月 1日とする。

第2 本会の設置当初における役員、事業計画及び予算は、本会を設置する設立総会の議決をもって執行することとする。